

○不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	子ども未来部 子ども保育課	
不 利 益 処 分 名	保育所及び認定こども園における保育及び登園の停止並びに退所(園)に関する処分	
根 拠 法 令	徳島市立保育所条例、徳島市立認定こども園条例	
根 拠 条 項	徳島市立保育所条例第7条、徳島市立認定こども園条例第11条	
連 絡 先	子ども保育課 入所係 (電話：088-621-5193)	
処 分 基 準	基 準	<p>1 徳島市立保育所 市長は、保育所に入所している乳児又は幼児が次の各号の一に該当すると認めるときは、その保育を一時停止し、又は退所処分をすることができる。</p> <p>(1) 感染性の疾病があるとき。 (2) その他保育所の管理上特に不適當なとき。</p> <p>2 徳島市立認定こども園 市長は、園児が感染症に感染しているとき等認定こども園の管理上必要があると認める場合は、当該園児に登園の停止を命ずることができる。 市長は、認定こども園の管理上特に必要があると認めるときは、退園の処分をすることができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定 (令和 3年 6月11日最終変更)